

証券コード：6191
平成28年12月6日

株 主 各 位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー19階
株式会社エボラブルアジア
代表取締役社長 吉 村 英 毅

第10回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年12月20日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成28年12月21日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンスパークタワー東京 地下2階
コンベンションホールA |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第10期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

※当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.evolableasia.com/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで)

1. 企業集団の状況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業状況

当連結会計年度における世界経済は、全体として減速の流れに歯止めがかかり、緩やかな回復基調となっております。米国景気は2015年夏以降の減速が一服し、ユーロ圏景気は緩やかな拡大基調を維持しました。中国や新興国は一旦強まった減速の波が落ち着いた模様でございます。

これに対し、我が国の経済は、雇用・企業収益の改善に加え、2020年の東京オリンピック開催を控え、国内需要の増加やインバウンド需要による後押しにより、比較的堅調なペースで景気が拡大しております。

旅行業界におきましては、2016年1月から9月の日本人出国者数の累計が前年比4.9%増の1,271万900人で、すでに前年同月時点の累計を約60万人上回っております。(出所：日本政府観光局(JNTO))また、訪日外国人観光客は初めて2,000万人を超え、今年の3月に決定した「明日の日本を支える観光ビジョン」における2020年の目標である4,000万人に向け、順調に推移しております。

このような状況のもと、当社はオンライン旅行会社として、国内航空券販売を主軸に、業績を拡大して参りました。また、オンライン旅行事業におけるノウハウを活かし、訪日旅行者を対象としたサービスを推進しております。

2012年より開始したITオフショア開発事業においては、ベトナムにおけるラボ型開発を主軸に、多業種にわたり順調に顧客先を獲得し、雇用エンジニア数を増加させ、2016年9月現在は550名規模まで成長しております。

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は4,000,643千円、営業利益は618,402千円、経常利益は571,396千円、税金等調整前当期純利益は572,036千円、親会社株主に帰属する当期純利益は340,321千円となりました。

主なセグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

① オンライン旅行事業

スマートフォンやタブレット端末の普及等により、旅行者のインターネット利用頻度が一層増加し、市場規模もそれに伴い拡大しております。

旅行業におけるインターネット販売が占める取扱高の割合は、2000年において0.64%に過ぎなかったものが、2013年には9.46%(数字が語る旅行業2015 日本旅行業協会)に達し、緩まることなく益々加速しております。また、昨今の国策に基づく訪日観光の誘致、アジア地域の経済発展を追い風に、訪日外国人

はついに2,000万人を超え、2020年目標の4,000万人に向け、今後も増加が見込まれます。

当連結会計年度のオンライン旅行事業の売上高は2,897,302千円、セグメント利益は943,782千円となりました。

② ITオフショア開発事業

ベトナムにおけるITオフショア開発分野においては、ベトナム政府目標にも掲げられているIT技術者の増加計画やソフトウェア産業の強化政策を背景に、市場規模は引き続き拡大しております。現状における日本のオフショア開発割合は僅か1,000億円程度（日本のソフトウェア産業とオフショア開発の動向（財）国際情報化協力センター）に過ぎず、国内の受託ソフトウェア開発市場の市場規模が10兆円程度（情報サービス産業の現状 経済産業省調査）であることを鑑みれば、まだまだ拡大の余地があると考えられます。

当連結会計年度のITオフショア開発事業の売上高は1,220,494千円、セグメント利益は82,891千円となりました。

(2) 設備投資の状況

ソフトウェア関連

当連結会計年度の主な設備投資は、オンライン旅行事業に関わるシステムのため総額123,320千円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度にFenox Venture Company IX, L.P.、Fenox Venture Company VIII, L.P. 及び Fenox Venture Company III, L.P. からの第三者割当増資により330,274千円、東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴う公募増資により1,026,720千円（620,000株）、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資247,572千円（149,500株）の資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは下記の事項を対処すべき課題としてとらえ、対応に取り組んで参ります。

1. オンライン旅行事業

(1) 確固たるブランドの確立

これまで国内航空券市場においては、消費者に認知され、確立されたブランドが存在しないものと認識しております。こうした環境下、当社は「最もおトク」で「最も便利な」サービスをコンセプトに新ブランド「AirTrip」を平成29年9月期より立ち上げます。これにより、リピーター増加に加え、ブランド認知を強化することにより、オーガニック検索での流入の増加を見込んでおり、利益率向上を目指します。

(2) 事業領域（取扱商材）の拡大

当社グループの売上は、国内航空券の販売に関わる収入が主体となっております。国内航空会社とは引き続き良好な関係を築いておりますが、中長期的な視点での経営の安定と事業の成長を鑑み、海外航空券、国内外宿泊予約、パッケージツアー等の取扱商材の多様化を図って参ります。

(3) 提携サイトの拡大

当社は、自社ブランドであるインターネット予約サイト「空旅.com」を中心に、自社媒体インターネットサイトによる旅行商品の販売を行っておりますが、一方で、OEM提供（他社ブランド）、法人の出張手配（BTM—Business Travel Management）による販売にも注力しております。具体的には、主に会員の集客が多いインターネットサイトへの旅行コンテンツの検索・予約エンジンの提供、ビジネス需要が豊富にある企業に対して出張手配を行うクラウドサービスの提供を通して、旅行商材の販売拡大を目指しております。今後、業容を継続的に拡大していくために、当社にとって優良な企業との提携を積極的に図って参ります。

(4) システム技術・インフラの強化

当社が行っているインターネットを通じた旅行商品の販売は、購入者及びクライアントにとっていかに情報量が豊富であるか、いかにレスポンスが早いか、いかに安い価格で提供できるか、いかに利便性が良いか等々が必要不可欠なものであります。インターネットを利用して旅行商品を購入しようとするユーザーは、それら全てのサービスを求めて様々なサイトを検索・閲覧しております。当社では、当該機能等をより強化し、よりクライアント・ラ

イクなシステムを提供することを目的に、今後もシステム技術の研鑽とインフラの構築を行って参ります。

2. ITオフショア開発事業

(1) 海外の文化や習慣の把握

当社が行っているオフショア開発は、各国の文化や習慣について把握しておくことが重要となります。また、オフショア開発のプロジェクトを進める上で、開発を任せることになる技術者の国の労働環境や習慣が、計画を予定通りに進めることを妨げる可能性があります。これらをいち早く把握し、対処できるよう、今後も海外拠点との連携を強め、労働環境や社会情勢の状況把握を継続して強化して参ります。

3. 全社に関わる事項その他

(1) 優秀な人材の確保

当社は、比較的少ない従業員で業務を推進しております。その核となる従業員は高い専門性とプロフェッショナル精神が求められます。これらの能力を兼ね備えた人材の確保は、業容の拡大に伴って急務となっており、今後も人材の確保・育成を図って参ります。

(2) コスト削減

当社は、人手が介在しなくてもオペレーションが可能な業務については、システムによる自動化を図っております。また、他社との競合の観点から、顧客へのサービス利便性の向上策と連動させながら、人件費の抑制及びグローバルな人材育成のために、海外の出資会社に対して今後も積極的に業務移管を進めて参ります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第7期 (平成25年9月期)	第8期 (平成26年9月期)	第9期 (平成27年9月期)	第10期 (平成28年9月期)
売上高 (千円)	—	1,451,127	2,754,912	4,000,643
経常利益 (千円)	—	93,391	305,591	571,396
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	44,999	172,482	340,321
1株当たり当期純利益 (円)	—	3.28	12.56	22.17
総資産 (千円)	—	1,273,099	2,064,186	4,841,644
純資産 (千円)	—	201,843	397,234	2,371,360
1株当たり純資産額 (円)	—	12.34	24.88	136.44

(注) 1. 当社は第8期より連結財務諸表を作成しております。

2. 当社は、平成27年12月18日付で株式1株につき300株、平成28年8月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産金額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第7期 (平成25年9月期)	第8期 (平成26年9月期)	第9期 (平成27年9月期)	第10期 (平成28年9月期)
売上高 (千円)	961,909	1,115,221	1,966,077	3,002,881
経常利益 (千円)	22,684	43,109	264,446	453,848
当期純利益 (千円)	14,561	19,676	153,020	281,863
1株当たり当期純利益 (円)	1.06	1.43	11.15	18.36
総資産 (千円)	1,004,286	1,198,105	1,934,728	4,522,390
純資産 (千円)	125,574	145,251	297,195	2,187,344
1株当たり純資産額 (円)	9.15	10.58	21.65	131.10

(注) 1. 当社は、平成27年12月18日付で株式1株につき300株、平成28年8月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産金額を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
EVOLABLE ASIA Co., Ltd	200,000USD	51.0%	ITオフショア開発事業
EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED	1,000百万VND	51.0%	ITオフショア開発事業
株式会社らくだ倶楽部	15,000千円	100%	オンライン旅行事業
株式会社エルモンテRVジャパン	10,000千円	100%	オンライン旅行事業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社4社の計5社で構成されており、「One Asia -アジアは一つとなり、世界をリードする-」をビジョンに、「アジアの人々の「移動」と「協業」を、ITの力でより近くに」を企業ミッションとして事業展開を行っております。旅行商材の比較サイトによる直販（BtoC）、他社媒体へ当社の検索予約エンジンを提供するOEM提供（BtoBtoC）、ホールセール（BtoB）、法人の出張手配（BTM-Business Travel Management）を販路に、国内航空券を中心に旅行商材の販売を行う「オンライン旅行事業」と、ベトナムにおけるラボ型システム開発を行う「ITオフショア開発事業」、さらに急増する訪日旅客（インバウンド需要）に旅行商材を提供する「訪日旅行事業」の三本の柱を主要事業として事業展開を進めております。

① オンライン旅行事業

当社は創業以来、国内航空券を中心とした旅行商品のインターネット販売を行っております。販路は、BtoC（PC、スマートフォンにて一般消費者向けの旅行商材の直販サイトの運営）、BtoBtoC（提携先企業のブランドにて旅行コンテンツの提供）、BtoB（他社旅行会社に対するホールセール）、BTM（企業の出張に係る社内承認手続き及び手配を一元管理）の4つです。

・BtoC（PC、スマートフォンにて一般消費者向けの旅行商材の直販サイトの運営）

現在スマートフォン及びPCにおいて国内航空券を中心とした旅行商材の比較サイトによる直販を主軸としたオンライン販売を行っております。また、前述の通り、「最もおトク」で「最も便利な」サービスをコンセプトに新ブランド「AirTrip」を平成29年9月期より立ち上げました。今後は国内航空券に留まらず、旅行に関連する新規商材についても拡大を推進し、業容拡大を目指します。

・BtoBtoC（提携先企業のブランドにて旅行コンテンツの提供）

当社が運営しているWEB媒体、会員組織に対して、当社の旅行コンテンツ（国内航空券・パッケージ旅行、海外航空券・ホテル商材等）の検索・予約エンジンをOEMで提供しております。コンテンツ利用者の視点では、それぞれの会社が自社の旅行サイトを運営しているように見えますが、実際は旅行サイト、システムの構築、ユーザー対応、旅券の発券業務等全て当社が運営しております。コンテンツ提供は無償で行っており、お客様が旅行商品をお申込みになった際に、その収益を媒体運営社と当社とでレベニューシェアしております。

・BtoB（他社旅行会社に対するホールセール）

当社のホールセールとは、旅行会社に対し、旅行商品の卸売りをを行うものであります。旅行商品の販売元と直接取引関係のない旅行会社や、販売元と取引関係があっても当社を介することにより、スピーディー、且つ多くの収益の獲得が見込まれると判断される旅行会社への販売となります。卸商品は、主に国内航空券です。

・BTM（企業の出張に係る社内承認手続き及び手配を一元管理）

当社のBTM販売は、業務出張に関する移動及び宿泊の手配ニーズがある顧客に対し、BTM契約による旅行商品のワンストップサービスを提供するものであります。

OTA（Online Travel Agent）の強みを活かし、専用のBTMクラウドサービス『旅Pro-BTM』を、顧客に導入コスト無料・利用コスト無料で提供しております。『旅Pro-BTM』を利用して頂くことにより、旅行商品代金の節減並びに出張手配に係る時間短縮が実現でき、顧客のコストの削減に貢献しております。

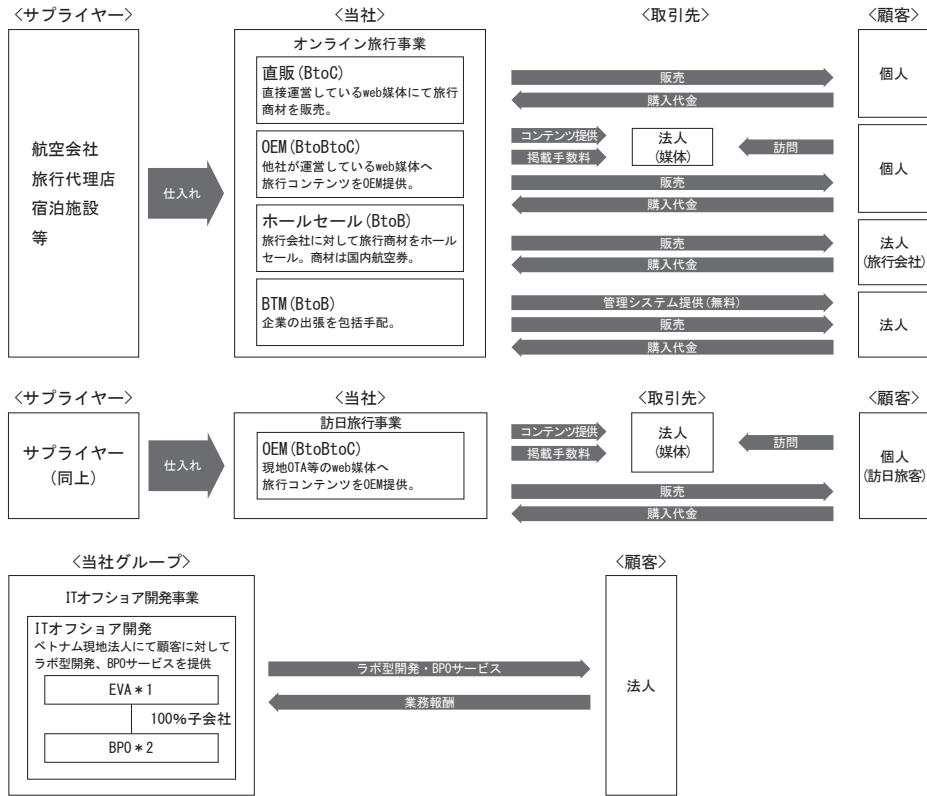
② ITオフショア開発事業

当社の連結子会社であるEVOLABLE ASIA CO., LTD.においてラボ型のシステム開発ソリューションを提供しております。プロジェクトごとに人員をアサインする一般的なプロジェクト型の受託開発モデルと異なり、ラボ型は、顧客ごとに新たに人材を採用し、専属のエンジニアとして提供することを特徴としております。また、ラボ型の開発では、顧客がエンジニアの開発活動を随時確認することができ、一般的な受託開発モデルと比べ、格段に顧客の意向を反映することも可能なモデルであるため、約100%の稼働率を達成できるビジネスモデルとなっております。平成29年9月期よりホーチミン、ハノイ、ダナンの3拠点を各プロジェクトにあった拠点間の最適化を一層推進して参ります。また、従来日本国内で行うことが多かった、システム開発の上流工程（要件定義等）のオフショア化を推進していくことにより、受注できるプロジェクト範囲の拡大を目指して参ります。

③ 訪日旅行事業

急増する訪日旅行需要に対応するため、平成28年9月期より、訪日旅行領域に従事する事業部として、「グローバル展開事業部」を設立いたしました。従前の取り組みである各海外旅行代理店やWeb媒体への日本国内航空券の横断検索、予約販売システムの多言語OEM提供に加え、新法制定も鑑みた民泊プラットフォーム構築の推進、海外でのOTA事業、訪日客向けキャンピングカーレンタル事業準備も行っており、一層の業容拡大を目指しております。

事業系統図



(* 1) EVOLABLE ASIA CO., LTD.
 (* 2) EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー19階
EVOLABLE ASIA Co., Ltd	4F, 5F, 6F and 9F, Saigon Finance Center, 9Dinh Tien Hoang Street, Dist.1, HCM City.

(9) 従業員の状況

名 称	従 業 員 数	前期末比増減
当 社	67 名	+17 名
企 業 集 団	616 名	+124 名

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイト）を除いております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入残高 (千円)
株 式 会 社 り そ な 銀 行	139,328
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	70,000
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	31,300

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 16,682,400株
- (3) 株主数 4,680名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
大石崇徳	7,697,700 株	46.14 %
吉村ホールディングス株式会社	3,912,000 株	23.44 %
FENOX VENTURE COMPANY 9. L. P.	405,000 株	2.42 %
株式会社ベクトル	229,500 株	1.37 %
MSIP CLIENT SECURITIES	225,200 株	1.34 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	148,500 株	0.89 %
日本証券金融株式会社	102,200 株	0.61 %
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	100,421 株	0.60 %
FENOX VENTURE COMPANY 3. L. P.	81,900 株	0.49 %
野村信託銀行株式会社 (投信口)	77,800 株	0.46 %

- (注) 1. 平成27年11月17日開催の取締役会決議により、平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行うとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い発行可能株式総数は11,960,000株増加し12,000,000株に、発行済株式総数は4,732,273株増加し4,748,100株となっております。
2. 平成28年6月14日開催の取締役会決議により、平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これに伴い発行可能株式総数は24,000,000株増加し36,000,000株に、発行済株式総数は11,118,000株増加し16,607,700株となっております。
3. 平成28年3月31日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したことに伴う公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による新株式発行、並びに新株予約権の行使等により、発行済株式総数は2,438,100株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成28年9月30日現在）

		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		平成23年9月30日	平成27年9月30日
新株予約権の数		304個	197個
目的となる株式の種類		普通株式	普通株式
目的となる株式の数		273,600株（注）1	177,300株（注）1
新株予約権行使時の 払込金額		45円（注）1	636円（注）1
権利行使期間		平成25年10月1日～ 平成33年8月23日	平成29年10月1日～ 平成37年9月29日
権利行使による株式の発 行価額及び資本組入額		発行価額 45円 資本組入額 23円 （注）1	発行価額 636円 資本組入額 318円 （注）1
行使の条件		（注）2	（注）3
役員 の 保有 状況	取締役 （社外取締役 を除く）	該当なし	新株予約権の数 60個 目的となる株式の数 54,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 15個 目的となる株式の数 13,500株 保有者数 1名 （注）1	該当なし
	監査役	新株予約権の数 55個 目的となる株式の数 49,500株 保有者数 3名 （注）1	該当なし

（注）1. 当社の普通株式は、平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、また平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の総額」が調整されております。

2. 第2回新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。

① 新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

② 当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。

③ 上場後1年間は、割当てられた新株予約権の2分の1について権利行使することができない。（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）また、上場から1年が経過した日からは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

3. 第3回新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。

- ① 新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ② 当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。
4. なお、第1回、第7回、第8回の各新株予約権は、役員への付与はありません。

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		平成27年9月30日	平成27年9月30日
新株予約権の数		174個	100個
目的となる株式の種類		普通株式	普通株式
目的となる株式の数		156,600株(注)1	90,000株(注)1
新株予約権行使時の払込金額		636円(注)1	636円(注)1
権利行使期間		平成28年3月31日～平成37年9月29日	平成28年3月31日～平成37年9月29日
権利行使による株式の発行価額及び資本組入額		発行価額 636円 資本組入額 318円 (注)1	発行価額 636円 資本組入額 318円 (注)1
行使の条件		(注)2	(注)3
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	該当なし	新株予約権の数 100個 目的となる株式の数 90,000株 保有者数 1名 (注)1
	社外取締役	該当なし	該当なし
	監査役	新株予約権の数 10個 目的となる株式の数 9,000株 保有者数 2名 (注)1	該当なし

(注) 1. 当社の普通株式は、平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、また平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の総額」が調整されております。

2. 第4回新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。

- ① 新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ② 当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ③ 上場後1年間は、割当てられた新株予約権の2分の1について権利行使することができる。(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。) また、上場から1年が経過した日からは、割当てられた新株予約権

- の全てについて権利行使することができる。
3. 第5回新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。
- ① 新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ② 当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ③ 期間の経過に伴い、以下の通り段階的に行使可能となる。
- ア. 上場後1年間は、割当てられた新株予約権の4分の1（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。以下同じ）
- イ. 上場から1年が経過した日から2年が経過する日の前日までは、割当てられた新株予約権の4分の2
- ウ. 上場から2年が経過した日から3年が経過する日の前日までは、割当てられた新株予約権の4分の3
- エ. 上場から3年が経過した日からは、割当てられた新株予約権のすべて

		第6回新株予約権
発行決議日		平成27年10月23日
新株予約権の数		70個
目的となる株式の種類		普通株式
目的となる株式の数		63,000株（注1）
新株予約権行使時の 払込金額		636円（注1）
権利行使期間		平成29年10月24日～ 平成37年9月29日
権利行使による株式の発行 価額及び資本組入額		発行価額 636円 資本組入額 318円 （注1）
行使の条件		（注）2
役員の 保有状況	取締役 （社外取締役 を除く）	新株予約権の数 50個 目的となる株式の数 45,000株 保有者数 1名 （注1）
	社外取締役	該当なし
	監査役	該当なし

（注）1. 当社の普通株式は、平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、また平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の総額」が調整されております。

2. 第6回新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。
- ① 新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定

年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

② 当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

第8回新株予約権（平成28年8月10日決議）

①発行した新株予約権の数

405個（新株予約権1個につき300株）

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式121,500株

③新株予約権の発行価額

1個あたり100円

④新株予約権の行使価額

1株あたり1,574円

⑤新株予約権の権利行使期間

平成28年10月1日から平成38年9月30日まで

⑥新株予約権の行使の条件

1. 平成29年9月期、平成30年9月期、平成31年9月期のいずれかの連結会計年度にかかる連結損益計算書の営業利益が15億円を超過した場合において、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。

2. 新株予約権者は以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

①平成29年9月末日以降は、割当てられた新株予約権の3分の1

②平成30年9月末日以降は、割当てられた新株予約権の3分の2

③平成31年9月末日以降は、割当てられた新株予約権の全て

なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社又は当社子会社の取締役、使用人（執行役員を含む。）又は業務委託者の地位（以上を総称して以下、「権利行使資格」という。）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

4. 本新株予約権の相続による承継は原則として認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

5. 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本

新株予約権を行使することはできない。

6. 本新株予約権者は、懲戒処分、当社又は当社子会社若しくは関連会社の社会的信用を害する行為その他の背信的行為を行った場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

⑦当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	交付者数
当社使用人	171個	17名
子会社役員及び使用人	81個	6名
外部協力者、採用予定者	153個	5名

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
吉村 英毅	代表取締役社長	吉村ホールディングス株式会社 代表取締役社長 EVOLABLE ASIA CO., LTD取締役 EVOLABLE ASIA SOLUTION & COMPANY LIMITED取締役 株式会社エルモンテRVジャパン取締役
大石 崇徳	取締役会長	EVOLABLE ASIA CO., LTD取締役
柴田 裕亮	取締役CFO	管理部管掌 株式会社エルモンテRVジャパン監査役 株式会社かんざし取締役
松濤 徹	取締役CMO	マーケティングソリューション室管掌 株式会社らくだ倶楽部代表取締役
小林 孝雄	取締役	株式会社マナーフオワード社外取締役 千葉工業大学国際金融研究センター所長
若林 嗣弘	常勤監査役	株式会社エルモンテRVジャパン監査役 株式会社かんざし監査役
岡田 雅仁	監査役	株式会社M&Eコンサルティング 代表取締役社長
天屯 吉明	監査役	株式会社TKMC 代表取締役社長
森田 正康	監査役	株式会社ヒトメディア 代表取締役社長 株式会社代々木高校 取締役 株式会社English Central 取締役 English Central Inc. 取締役 株式会社トランネット 取締役 Langrich Holdings Pte. Ltd. (Singapore) 取締役 Classi株式会社 取締役 株式会社AMPLE 取締役 株式会社ヒトキインキュベーター 代表取締役社長 株式会社GLOBAL EDUCATION PARTNERS 取締役 株式会社オープンエイト 取締役 株式会社ボリグロツ 取締役 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 取締役

- (注) 1. 取締役小林孝雄氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役岡田雅仁氏、森田正康氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役松濤徹氏は平成27年12月18日に就任いたしました。
 4. 当社は、取締役小林孝雄氏及び監査役岡田雅仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000千円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	71,200千円 (1,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	7,995千円 (2,400千円)
合計 (うち社外役員)	9名 (3名)	79,195千円 (3,600千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成24年12月26日開催の定時株主総会において、年額3億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成24年12月26日開催の定時株主総会において、年額500万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役小林孝雄氏は、株式会社マネーフォワードの社外取締役かつ千葉工業大学国際金融研究センターの所長であります。当社といずれの会社との間にも取引はありません。

社外監査役岡田雅仁氏は、株式会社M&Eコンサルティングの代表取締役であります。当社と同社との間に取引はありません。

社外監査役森田正康氏は、株式会社ヒトメディアの代表取締役であり、その他にも前記4.(1)記載のとおり多数の会社において取締役に就任されております。当社といずれの会社との間にも取引はありません。

② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (全26回)		監査役会 (全13回)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 小林孝雄	26回	100%	—	—
監査役 岡田雅仁	26回	100%	13回	100%
監査役 森田正康	26回	100%	13回	100%

2) 取締役会及び監査役会での発言状況

氏名	主な発言状況
取締役 小林 孝雄	同氏は、資産運用や金融工学の講師業務を通じて培ってきた知識・見地から経営戦略や事業戦略、財務戦略に関して客観的に意見を述べております。
監査役 岡田 雅仁	金融機関出身者としての豊富な経験に基づき、主にコンプライアンスの見地から適宜意見を述べております。
監査役 森田 正康	国際人としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の海外戦略等を注視し、経営の監督的立場からリスク管理等に係るコメントを頂いております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査内容等の概要や報酬見積りの算定根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、三優監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針を、平成27年7月開催の取締役会で定めています。本方針に基づき、監査役及び当社内部監査担当者を中心に、内部統制システムが有効に機能する体制の構築をしております。また、当社子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営状況をモニタリングするとともに、定期的又は必要に応じて随時開催するグループ経営会議において情報の共有を行っております。なお、基本方針の概要は以下の通りです。

A. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため「コンプライアンス規程」等を定める。
- ・ 当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ・ 当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- ・ 当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「公益通報者保護規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 当社は、法令、定款及び「文書管理規程」、「個人情報取扱規程」、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に則り、文書を作成し、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- ・ 当社は、経営戦略会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- ・ 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

- D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入する。
 - ・ 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。
 - ・ 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ・ 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営戦略会議を毎月1回以上開催する。
- E. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - ・ 当社は、「公益通報者保護規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - ・ 当社の内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
- F. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化する。
 - ・ 子会社の業務執行上重要な事項は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の取締役会等の決定機関において事前承認を得たうえで執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、定期的又は必要に応じて随時開催するグループ経営会議において、当社及び当社の関連部門に報告するものとする。
 - ・ 当社内部監査部門は、各子会社に対しても定期的な監査を行う。
- G. 監査役を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役は、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
 - ・ 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

・ 監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

H. 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
- ・ 当社グループは、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

I. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社の監査役は、当社グループの取締役会、経営戦略会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
- ・ 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
- ・ 当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ・ 当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

連結貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,024,599	流 動 負 債	2,280,618
現金及び預金	2,356,432	買掛金	1,293,317
売掛金	1,104,591	短期借入金	225,139
商品及び製品	274,325	未払金	311,670
繰延税金資産	19,046	未払費用	87,287
未収入金	129,823	未払法人税等	134,102
その他	140,830	賞与引当金	46,447
貸倒引当金	△450	ポイント引当金	3,868
固 定 資 産	817,044	株主優待引当金	15,000
有形固定資産	40,501	1年内返済予定の長期借入金	19,572
建物	18,662	為替予約	4,123
車両運搬具	223	その他	140,089
工具、器具及び備品	19,115	固 定 負 債	189,664
建設仮勘定	2,500	長期借入金	87,288
無形固定資産	305,719	長期預り保証金	102,376
のれん	102,976	負 債 合 計	2,470,283
ソフトウェア	202,742	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	470,824	株 主 資 本	2,289,724
投資有価証券	43,000	資本金	1,019,927
繰延税金資産	6,273	資本剰余金	824,927
差入保証金	409,193	利益剰余金	444,870
破産更生債権等	37,313	その他の包括利益累計額	△13,480
その他	12,358	繰延ヘッジ損益	△2,850
貸倒引当金	△37,313	為替換算調整勘定	△10,629
		新株予約権	206
		非支配株主持分	94,910
		純資産合計	2,371,360
資産合計	4,841,644	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,841,644

連結損益計算書

(自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,000,643
売上原価		679,014
売上総利益		3,321,628
販売費及び一般管理費		2,703,226
営業利益		618,402
営業外収益		
受取利息	2,082	
受取配当金	40	
貸倒引当金戻入益	3,369	
その他	1,612	7,104
営業外費用		
支払利息	9,875	
為替差損	15,000	
上場関連費用	18,965	
その他	10,268	54,110
経常利益		571,396
特別利益		
固定資産売却益	1,403	1,403
特別損失		
固定資産売却損	763	763
税金等調整前当期純利益		572,036
法人税、住民税及び事業税	182,277	
法人税等調整額	△2,989	179,287
当期純利益		392,748
非支配株主に帰属する当期純利益		52,426
親会社株主に帰属する当期純利益		340,321

連結株主資本等変動計算書

(自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	215,000	20,000	104,548	339,548	△1,075	3,093	2,018
当期変動額							
新株の発行	804,927	804,927		1,609,854			
親会社株主に帰属する当期純利益			340,321	340,321			
株主資本以外の項目の連結会計年度の変動額(純額)					△1,775	△13,722	△15,498
当期変動額合計	804,927	804,927	340,321	1,950,175	△1,775	△13,722	△15,498
当期末残高	1,019,927	824,927	444,870	2,289,724	△2,850	△10,629	△13,480

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	-	55,668	397,234
当期変動額			
新株の発行			1,609,854
親会社株主に帰属する当季純利益			340,321
株主資本以外の項目の連結会計年度の変動額(純額)	206	39,241	23,950
当期変動額合計	206	39,241	1,974,126
当期末残高	206	94,910	2,371,360

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

EVOLABLE ASIA CO.,LTD

EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED

株式会社らくだ倶楽部

株式会社エルモンテRVジャパン

当連結会計年度において株式会社らくだ倶楽部および株式会社エルモンテRVジャパンの株式を取得し、同社を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当連結会計年度に連結子会社であるEVOLABLE ASIA CO.,LTDが、EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITEDを設立したことから、同社を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

株式会社かんざし

なお、株式会社かんざしについては、新たに設立したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。なお、在外子会社では全ての有形固定資産について、定額法で償却しております。

建物 6～15年

車両運搬具 6年

工具器具備品 3～8年

② 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）

5年（社内における利用可能期間）

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度末における賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

- ③ ポイント引当金……………顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- ④ 株主優待引当金……………株主優待の支給に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象……………・ヘッジ手段……………為替予約
・ヘッジ対象……………外貨建売上債権及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針……………社内規定に基づき、為替変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………為替予約取引のうちヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間（5年）にわたって均等償却しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

2. 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額	115,879千円
2 担保に供している資産	
現金及び預金	30,000千円

(注) 上記の現金及び預金は、営業債務に対する金融機関の支払保証に対して、担保に供しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	15,250	16,667,150	—	16,682,400
合計	15,250	16,667,150	—	16,682,400

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

増資による増加	577株
新規発行	620,000株
オーバーアロットメントによる増加	149,500株
ストックオプションとしての新株予約権行使	46,800株
株式分割による増加 (1:300分割)	4,732,273株
株式分割による増加 (1:3分割)	11,118,000株

2. 当連結会計年度末の新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式及び数

(単位：株)

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	目的となる株式数
第1回新株予約権	普通株式	117,000
第2回新株予約権	普通株式	273,600
第4回新株予約権	普通株式	156,600
第5回新株予約権	普通株式	90,000
合計		637,200

(注) 当社は、平成27年12月18日付で株式1株につき300株、平成28年8月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「目的となる株式数」が調整されております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入れにより調達しております。また資金の運用については預金等を行っております。

デリバティブ取引は後述するリスクを軽減することを目的とした為替予約取引であり、投機的な取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価評価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,356,432	2,356,432	—
(2) 売掛金	1,104,591		
貸倒引当金(※1)	△289		
	1,104,302	1,104,302	—
(3) 未収入金	129,823		
貸倒引当金(※1)	△116		
	129,706	129,706	—
(4) 破産更生債権等	37,313		
貸倒引当金(※1)	△37,313		
	—	—	—
資産計	3,590,442	3,590,442	—
(5) 買掛金	1,293,317	1,293,317	—
(6) 短期借入金	225,139	225,139	—
(7) 未払金	311,670	311,670	—
(8) 未払法人税等	134,102	134,102	—
(9) 長期借入金(※2)	106,860	107,262	402
負債計	2,071,090	2,071,492	402
デリバティブ取引	(4,123)	(4,123)	—

(※1) 売掛金、未収入金、及び破産更生債権等については対応する貸倒引当金を控除

しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法、投資有価証券及びデリバティブに関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

これらは担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見込額を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は()で表示する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上
額

(単位：千円)

区分	平成28年9月30日
投資有価証券 ※1	43,000
差入保証金 ※2	409,193
長期預り保証金※3	102,376

※1 投資有価証券については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

※2 差入保証金については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

※3 長期預り保証金については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	136円44銭
1株当たり当期純利益	22円17銭

(注) 当社は、平成27年12月18日付で株式1株につき300株、平成28年8月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし

貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,694,799	流 動 負 債	2,182,286
現金及び預金	2,155,050	買掛金	1,290,032
売掛金	1,040,730	短期借入金	200,000
商品及び製品	273,883	未払金	308,783
前渡金	34,462	未払費用	41,158
前払費用	39,152	未払法人税等	120,933
繰延税金資産	19,046	前受金	48,315
未収入金	129,085	預り金	58,990
その他	3,838	賞与引当金	7,407
貸倒引当金	△450	ポイント引当金	3,327
固 定 資 産	827,590	株主優待引当金	15,000
有形固定資産	8,316	1年内返済予定の長期借入金	18,204
建物	2,900	為替予約	4,123
車両運搬具	223	その他	66,012
工具、器具及び備品	2,692	固 定 負 債	152,758
建設仮勘定	2,500	長期借入金	81,574
無形固定資産	233,044	長期預り保証金	71,184
のれん	28,084	負 債 合 計	2,335,045
ソフトウェア	204,959	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	586,230	株 主 資 本	2,189,988
投資有価証券	39,000	資本金	1,019,927
関係会社株式	39,591	資本剰余金	824,927
長期貸付金	50,000	資本準備金	824,927
繰延税金資産	6,273	利益剰余金	345,134
差入保証金	439,007	その他利益剰余金	345,134
破産更生債権等	37,313	繰越利益剰余金	345,134
その他	12,358	評価・換算差額等	△2,850
貸倒引当金	△37,313	繰延ヘッジ損益	△2,850
		新株予約権	206
		純 資 産 合 計	2,187,344
資 産 合 計	4,522,390	負債・純資産合計	4,522,390

損益計算書

(自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,002,881
売上原価		45,439
売上総利益		2,957,441
販売費及び一般管理費		2,450,427
営業利益		507,014
営業外収益		
受取利息	150	
受取配当金	40	
貸倒引当金戻入益	3,369	
その他	1,397	4,957
営業外費用		
支払利息	9,478	
為替差損	19,410	
上場関連費用	18,965	
その他	10,268	58,122
経常利益		453,848
税引前当期純利益		453,848
法人税、住民税及び事業税	174,974	
法人税等調整額	△2,989	171,985
当期純利益		281,863

株主資本等変動計算書

(自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	215,000	20,000	20,000	63,271	63,271	298,271
当期変動額						
新株の発行	804,927	804,927	804,927			1,609,854
当期純利益				281,863	281,863	281,863
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	804,927	804,927	804,927	281,863	281,863	1,891,717
当期末残高	1,019,927	824,927	824,927	345,134	345,134	2,189,988

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益		
当期首残高	△ 1,075	—	297,195
当期変動額			
新株の発行			1,609,854
当期純利益			281,863
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,775	206	△1,568
当期変動額合計	△1,775	206	1,890,148
当期末残高	△2,850	206	2,187,344

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - 関係会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準および評価方法
 - 商品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
3. デリバティブの評価基準および評価方法
 - デリバティブ……………時価法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～15年
車両運搬具	6年
工具器具備品	3～8年
 - ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）	5年（社内における利用可能期間）
--------------	------------------
5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度末における賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
- (3) ポイント引当金……………顧客に付与されたポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- (4) 株主優待引当金……………株主優待の使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

7. 重要なヘッジの方法

- ① ヘッジの会計方法……………繰延ヘッジ処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象……………・ヘッジ手段……………為替予約
・ヘッジ対象……………外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針……………社内規定に基づき、為替変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………為替予約取引のうちヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。

8. のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間（5年）にわたって均等償却しております。

9. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	23,762千円
2. 担保に供している資産	
現金及び預金	30,000千円
(注) 上記の現金及び預金は、営業債務に対する金融機関の支払保証に対して、担保に供しております。	
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
売掛金	30,717千円
未収入金	10,736千円
長期貸付金	50,000千円
差入保証金	56,158千円
未払金	8,715千円
預り金	53,568千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

 営業取引による取引高

 売上高 51,424千円

 外注費 65,431千円

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9,093千円
貸倒引当金	16,754千円
賞与引当金	2,886千円
株主優待引当金	4,628千円
ポイント引当金	1,026千円
資産除去債務	1,450千円
減価償却超過額	513千円
繰延ヘッジ損益	1,272千円
繰延税金資産小計	37,626千円
評価性引当額	△12,306千円
繰延税金資産合計	25,320千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年10月1日に開始する事業年度及び平成29年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率の変更による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した額)及び法人税等調整額に与える影響額は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内訳	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	吉村英毅	-	-	当社代表取締役	(被所有) 間接23.5	-	当社借入に対する債務保証(注)1	69,328	-	-
							当社仕入債務に対する債務保証(注)2	353,655	-	-
役員	大石崇徳	-	-	当社取締役会長	(被所有) 直接46.1	-	当社仕入債務に対する債務保証(注)2	342,233	-	-
役員及び近親者が議決権の過半数を所有する会社	吉村ホールディングス株式会社	東京都港区	30,000	資産管理会社	(被所有) 直接23.5	役員兼任1名	当社仕入債務に対する債務保証(注)2	342,233	-	-

- (注) 1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役である吉村英毅より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 当社は仕入債務に対して、代表取締役である吉村英毅、取締役会長である大石崇徳、主要株主である吉村ホールディングス株式会社より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 吉村ホールディングス株式会社は、当社代表取締役吉村英毅及びその近親者が議決権の100%を所有している会社であります。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Evolable Asia Co., Ltd	51%	開発の委託 役員の兼任 営業支援	保証金の 集金代行	110,974	差入保証 金	56,158
				売上債権 の集金代 行	717,447	預り金	53,568
子会社	株式会社 らくだ倶 楽部	100%	役員の兼 任 資金の援 助	資金の貸 付（注）	50,000	長期貸付 金	50,000

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

株式会社らくだ倶楽部に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	131円10銭
1株当たり当期純利益	18円36銭

(注) 当社は、平成27年12月18日付で株式1株につき300株、平成28年8月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年11月16日

株式会社エポラブルアジア

取締役会 御中
三優監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 岩田 亘人
業務執行社員 公認会計士 川村 啓文

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エポラブルアジアの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エポラブルアジア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年11月16日

株式会社エボラブルアジア
取締役会 御中
三優監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 岩田 亘人
業務執行社員 公認会計士 川村 啓文

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エボラブルアジアの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月16日

株式会社エポラブルアジア 監査役会

常勤監査役 若 林 嗣 弘

監査役 岡 田 雅 仁

監査役 天 屯 吉 明

監査役 森 田 正 康

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当事業の拡大と顧客へのサービス拡充による事業内容の多角化を図るため、現行定款第2条（目的）に、事業目的を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款（旧）	変更案（新）
第1章 総則	第1章 総則
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 旅行業法に基づく旅行業	1 旅行業法に基づく旅行業
2 ウェブサイトの企画・製作・運営	2 ウェブサイトの企画・製作・運営
3 自社ウェブ媒体の運営	3 自社ウェブ媒体の運営
4 インターネットを利用した各種情報提供サービス	4 インターネットを利用した各種情報提供サービス
5 コンピュータシステムの企画、開発、販売および保守に関する業務	5 コンピュータシステムの企画、開発、販売および保守に関する業務
6 電子商取引業務	6 電子商取引業務
7 子会社の株式保有	7 子会社の株式保有
8 関連会社の株式保有	8 関連会社の株式保有
9 損害保険代理業	9 損害保険代理業
10 古物営業法による古物商	10 古物営業法による古物商
11 前各号に附帯又は関連する一切の事業	11 自家用自動車有償貸渡業
<u>（新設）</u>	<u>12 国内外の企業、不動産、有価証券</u>
<u>（新設）</u>	<u>その他に対する投資事業</u>
	13 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第2号議案 取締役3名選任の件

当社は、平成28年11月14日開催の取締役会において、平成29年9月期中を目標に、現在上場している東京証券取引所マザーズ市場から本則市場への変更申請を行う旨を決議しております。変更申請に向けて経営体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、新たに取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者からはいずれも、本総会で選任されることを前提として取締役に

就任する旨の事前の承諾を得ております。

また、社外取締役小林孝雄氏は、一身上の都合により、本定時株主総会終結の時をもって辞任される予定です。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式 の数
1	おう しん 王 伸 (昭和62年4月11日生)	平成22年4月 平成25年9月 平成26年11月 平成27年4月 平成28年8月	税理士法人トーマツ 移転価格戦略コンサルティング入社 KPMG税理士法人 国際事業アドバイザー入社 当社経営企画室室長就任 当社執行役員就任(現任) 株式会社エルモンテRVジャパン 取締役就任(現任)	—
2	もりべ よしき 森部 好樹 (昭和23年12月5日生)	昭和47年4月 平成9年12月 平成11年5月 平成12年4月 平成14年12月 平成20年6月 平成25年4月	株式会社日本興業銀行 入行 興銀証券株式会社 取締役就任 株式会社ビックカメラ 取締役就任 株式会社興和 代表取締役社長就任 株式会社オンデーズ 代表取締役社長就任 株式会社共同広告社 代表取締役社長就任 有限会社ロッキングホース 代表取締役社長就任(現任)	—
3	おまた やすあき 小俣 泰明 (昭和52年10月10日生)	平成15年1月 平成17年12月 平成21年6月 平成22年5月 平成24年8月 平成28年1月	株式会社伊勢丹データーセンター 入社 NTTコミュニケーションズ株式会社 入社 クルーズ株式会社 取締役就任 クルーズ株式会社 取締役 技術統括担当執行役員就任 株式会社トライフォート 代表取締役 CVO/CTO 就任 アルサーガパートナーズ株式会社 代表取締役就任(現任)	—

- (注) 1. 王伸氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 小俣泰明氏はアルサーガパートナーズ株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社と次の取引を行っております。
・システム開発業務の委託

3. 森部好樹氏及び小俣泰明氏はいずれも社外取締役候補者であり、森部好樹氏は独立役員の要件を満たしております。当社は同氏が社外取締役として選任され就任した場合には、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 王仲氏は、当社の執行役員経営企画室室長を務め当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と経営戦略全般に関する幅広い見識を有していることから、当社の経営強化が期待できると判断し、取締役に選任をお願いするものであります。
5. 森部好樹氏は、各業界において経営者を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営全般に対する客観的かつ適切な監督・助言をいただくため、社外取締役に選任をお願いするものであります。
6. 小俣泰明氏は、大手ITベンダーでの豊富な実務経験及びIT業界での企業経営経験を有していることから、その専門的な経験と見識に基づき、ITに関する技術的な観点から当社の経営に対する監督・助言をいただくため、社外取締役に選任をお願いするものであります。
7. 森部好樹氏及び小俣泰明氏が取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000千円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額といたします。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

当社は、平成29年9月期中に現在の東京証券取引所マザーズ市場から本則市場への変更申請を行う予定であり、本則市場への上場に備えて、管理体制をより一層充実させるべく、監査役が欠けた際にも迅速に対応できるよう、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式 の数
やました だいすけ 山下 大介 (昭和52年8月14日生)	平成14年3月 平成17年6月 平成23年12月 平成24年3月 平成27年4月 平成27年4月	株式会社ブレア 代表取締役就任(現任) 株式会社ユービーアイ 代表取締役就任 ネクストイノベーション株式会社 代表 取締役就任(現任) ソーシャルゲームアカデミー株式会社 代表取締役就任(現任) キッズブレア株式会社 取締役就任(現 任) BLEA U. S. A., INC CEO就任(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 山下大介氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 山下大介氏は、IT業界を中心としたビジネス全般において指導的役割を果たし、豊富な経験と専門的知見を有していることから、社外監査役の補欠監査役としての選任をお願いするものであります。
 4. 山下大介氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000千円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額といたします。
 5. 山下大介氏は独立役員要件を満たしております。当社は同氏が監査役として選任され就任した場合には、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 コンベンションホールA



交通 都営地下鉄三田線「芝公園」駅下車
A4出口から東エントランス経由、会場まで徒歩約8分
都営地下鉄大江戸線「赤羽橋」駅下車
赤羽橋口出口から南エントランス経由、会場まで徒歩約10分